# 日高消費生活相談窓回o巡回相談窓回

平成29年7月より、日高郡の自治体と御坊 市は共同の消費相談窓口、日高地域消費生活 相談窓口と巡回相談窓口を開設します。

専門の相談員が消費生活に関する相談を受 け付けます。「事業者との契約トラブル」など、 「おかしいな」と思った時はすぐに消費者相談 窓口にご相談ください。

●日高地域消費生活相談窓口

時:平日(年末年始を除く)

午前9時~午後5時

所:御坊市役所一階

電話番号: ☎0738・23・5531

●巡回相談窓口(日高町)

日 時:毎月第2・第4火曜日

(祝日・年末年始を除く)

午後1時~午後4時

所:日高町役場一階

電話番号: ☎63・3800 (住民福祉課)

## 100 FOO CESEED OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY



### 木下イソさん

大正6年6月27日生

6月22日(木)に、松本町長がお祝いに訪問 しました。いつまでもお元気で!

> 所 相

8

月

22 日

火、

人権

相

談

行

て、監視

**|** 

口

] 法

ル

を 棄

実 対

町

では、

ゴミの不

7

間

や海

岸

な 不法 ŋ

投 O

棄が 少な

後 13 部

を 場

ち

絶 所

 $\mathcal{O}$ 

議会(☎63・2751)まで。 、日高町 社会福祉

擁護委員、行政相談委員 ください。 れ 談員 副会長、民生児童委員、 は、 社 会福 祉 協 議

ター 談・ 談 時まで開設します。 2階会議室で午後 は 日高町保健福祉 心配ごと相談の 無料 0 で、秘密は お気軽にご 合同 総 古 1 会会 利 時 合 用 守 か セ 相 など人通

境を守るため、ゴミ 数カ所に不法投棄監 をなくしましょう。 設置します。日高町 の懲役もしく 不法投棄をした場合、5 そこで、監視強 化  $_{0}^{1}$ 0) 0) O視 美 Ŏ O た 不 力 8 X ラを 年 投 13 町 万 以 内

の罰金に処されます。





### 75歳以上の方の お出かけを応援します



町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、 バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

### 助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目は同様のものを、1万円で販売します。
  - ※助成券はお一人につき、最大2冊まで
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から 平成30年3月末までです。



#### 対象者

●町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和18年4月1日以前に生まれた方) ※(注)・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して 利用することはできません。



#### ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」 を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

#### ■タクシー会社

御坊第一交通	<b>☎</b> 63·2002		
川上タクシー	<b>☎</b> 24·0200		
中紀河南タクシー	<b>☎</b> 24·1001		
港タクシー	<b>☎</b> 65·3100		

中津タクシー	<b>☎</b> 54·0408		
印南交通	<b>☎</b> 42·0105		
南部タクシー	<b>☎</b> 0739·		
	72•2133		
介護タクシーふくしん	<b>☎</b> 20·5272		

#### ■バス会社

御坊南海バス ☎22・1020	中紀バス	<b>☎</b> 65·2222
-----------------	------	------------------



なお、接続工事は『日高町排水 とは、貸し主との協議も必要となります。指定工事店』しか施工でき は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店」とが施工でき は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店」とが施工でき

102 でされていない方は早めに工事をされていない方は早めに工事をされていない方は早めに工事がありません。下水道事がありません。下水道事がありません。下水道事がつます。





お問い合わせは、(**25**63・3805)まで。